

(別表)

2018年7月から9月の契約締結状況表

【一般競争入札】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/7/6	地下浅部の酸化帯や帯水層に係る基盤情報の整備	2018.7.6~2019.2.8	1式	株大林組	19,332,000	
2018/7/10	PEM遠隔搬送・定置装置の開発(その1)	2018.7.10~2019.3.18	1式	清水建設株	28,620,000	
2018/7/20	新第三紀堆積岩類を対象とした四次元地質環境モデルの構築	2018.7.20~2019.3.8	1式	株大林組	28,080,000	
2018/7/20	地下水流動・物質移行モデルの妥当性評価に係る方法論の検討	2018.7.20~2019.3.11	1式	株大林組	45,360,000	
2018/8/9	長期的な自然現象の発生可能性および地質環境の状態変遷の評価技術に関する検討	2018.8.9~2019.3.15	1式	東電設計株	14,904,000	
2018/8/22	アスファルト固化体を対象とした廃棄体パッケージの設計	2018.8.22~2019.3.15	1式	日揮株	11,836,800	
2018/8/23	閉じ込め性を向上させた廃棄体パッケージの設計	2018.8.23~2019.3.15	1式	日揮株	23,328,000	
2018/8/28	2018年度教育研究会組織等に対する授業研究支援	2018.8.28~2019.3.20	1式	株朝日広告社	45,365,238	
2018/8/29	地下研究施設の360度VR映像制作	2018.8.29~2019.2.28	1式	株NEXTEP	5,940,000	
2018/9/27	事業活動の更なる高度化に向けた計画検討	2018.9.27~2019.3.18	1式	清水建設株	39,960,000	

【指名競争入札】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

【企画競争】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/8/7	地層処分事業に係る社会的側面に関する調査研究支援の運営	2018.8.7~2019.9.20	1式	株三菱総合研究所	58,320,000	9/25覚書締結(履行期間変更)

【公募】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

【随意(特命)】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2018/7/30	事業支援システムの機能整備について	2018.7.30~2019.1.31	1式	原電エンジニアリング株	10,562,400	会計規程第21条第4項
2018/8/30	国際レビューに向けた包括的技術報告書の英訳および海外専門家による品質確認(その2)	2018.8.30~2019.3.8	1式	株大林組	15,228,000	会計規程第21条第4項

【重要な契約変更】

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。